

**【県発注建設工事、資格停止の運用状況等について】**

- Q. 岐阜県が発注した電気工事の談合に対して入札参加資格停止措置を行った事案については報告資料にないのか。
- A. 7月13日に公正取引委員会から排除勧告が行われたものであり、次回の委員会（第3回岐阜県入札監視委員会：7月～9月の入札及び契約手続の運用状況）の報告対象になるため資料1には記載されていないが、抽出事案に関する質疑応答が終わった後に、少し時間をいただき報告したいと考えている。

**【抽出事案に関する質疑応答】****1 県営かんがい排水事業宇留生地区（債務）宇留生用水第9号工事**

- Q. 入札参加資格要件の業種について、どのような考えで土木一式工事としたのか。
- A. 業種の選定については、推進工法であるため、シールドと同じような工事であり、規模的にも1500mm程度の管ということから、トンネル工事とは考えず下水道等のパイプ埋設と同様に土木一式工事とした。
- Q. 構成員は全て県内業者という説明があったが、イビデン・竹中特定建設工事共同企業体は県内業者か。
- A. 県内業者である。  
補足として、今回の案件の場合、入札参加資格要件は、JV等の組合せについては2者または単体で、全て県内に本店を有する者としている。
- Q. 資料5ページの中で、仮契約から本契約まで期間が長いのはどうしてか。
- A. 5億円以上の工事であり、議会承認が必要であるために仮契約から議会承認後の本契約までに日数を要したものである。

**2 岐阜県美術館改修工事**

- Q. 通常、空調設備というのは、20年で老朽化するものなのか。
- A. いろいろ使い勝手があると思うが、15年から20年が一つの目安となっており、今回の案件である美術館については施設の性格上24時間運転をしている部分もある。部分補修、修繕は行っているが、全体が老朽化したため、今回、全面改修することになった。

**3 公共緊急地方道路整備（道路改築）工事**

- Q. 法面工事後の評価というのはどうなっているのか。法面に植生をして地滑りが防がれているとか、途中で崩れていたりするのを見たことがあるが、これはどのような評価に基づいてこのような工法を行っているのか。
- A. 植生基材吹付工は、安定勾配の切土に用いるものであり、切土をそのままにしていると、将来的に風化等により、いわゆる法面不良を起こすことから、種と肥料と基盤材を混ぜて一緒に吹き付け表面の風化を防ぐという安定した工法として採用している。

- Q. 工事的に安定であるということか。
- A. そうである。
- Q. トータルで残土が出ないような工夫は何かしているか。
- A. 設計段階において盛土部と切土部をうまく調整し、あまり残土が発生しないような工法としている。
- Q. 入札結果で100%に近い入札をした者があるが、こういったケースというのはよくあるのか。
- A. 業者から申し立てがあったのですが、錯誤であり、電子入札の際に、本当は違う額を入れたかったのだが、予定価格と同じ価格で入れてしまったということである。電子入札では入札書をシステムで送信後には金額の修正ができないことから、一度送信したらそれで諦めざるを得ない。  
業者としても不本意だったが、予定価格と同じ価格でミスで入れてしまったということである。
- Q. 今の電子入札のシステムというのは、入力したら確認はされないのか。一回入れたら、すぐに送信されるのか。2～3度確認はされないのか。
- A. 今回の入札案件については、システム改良前の入札であり、5月以降の入札に関しては確認メッセージが出るように改良された。
- Q. 指名選定理由において、県内業者及び県内に支店・営業所を有する業者ということだが、選定業者について県内業者も入っているが、半数は県内に支店・営業所を有する業者が加わっている。県内に支店があればいいわけだが、できれば県内の業者でと私どもは思う。もともと該当する業者が少ないのか。
- A. そうである。法面工事では金額的に大きい工事であることから、客観点数の高い、実績のある会社を選定した。

#### 4 県営ふるさと農道緊急整備事業久々野・高山地区 久々野工区第2号舗装工事

- Q. ふるさと農道の総延長5.6kmの区間で、今回の審議案件で落札した大土建設(株)は、過去にもこの区間内の舗装工事を受注しているか。
- A. 今回の発注した区間は、久々野町側のトンネル坑口から大西橋までであり、同時期に高山市側の舗装工事も別件で発注している。高山市側の舗装工事については(株)市川工務店が落札している。  
また、大西橋から主要地方道久々野・朝日線までの区間については、民家が近接していることから昨年度に舗装工事を発注した。
- Q. 舗装工事は、継続して一つの業者が受注する必要はないということか。
- A. そうである。
- Q. 高山市側の舗装工事と今回の審議案件は同時期に発注したということだが、高山市側の舗装工事の入札にも審議案件で指名されている業者が入っているのか。
- A. 高山市側の舗装工事の指名についても、今回の審議案件と同じ業者を指名選定している。
- Q. 先の入札で落札した業者を除いて指名するようなことはないのか。
- A. 今回の案件は高山市側の舗装工事の落札業者が決まる前に指名選定をしているため、そのようなことはしていない。
- Q. 両方の工事とも同じ業者が受注するということもあるということか。
- A. そうである。
- Q. 指名業者の選定の考え方について、飛騨圏域内に本店・支店等を有する業者を選定したということだが、今回指名した15社の中で、営業所を有する全国業者があるが、ある特定の目的のために一時的に営業所を設けているようなことはないのか。
- A. 営業所を有する業者においても過去に施工実績はあり、また、高山市周辺にプラントを持つ

ている業者もある。

- Q. 電子入札システムの稼働時間について、同一のシステムを使って入札をしているのに、先程の審議案件の稼働時間と異なっているのはなぜか。
- A. 電子入札システムの稼働時間は、平日の8時から24時まで（ただし、月曜日、金曜日は18時まで）が正しい時間帯である。先の審議案件の入札執行通知に記載してあった電子入札システムの稼働時間は8時30分から5時までとなっているが、旧システムから新システムへの過渡期であり、先の審議案件が、間違っただけのものを今回の資料に添付してしまっている。先の審議案件についても、指名業者に対しては、正しい稼働時間のものを通知している。
- Q. 今回の案件の落札率は96.23%で少し高い気がするが、高山市側の舗装工事の落札率は何パーセントか。
- A. 96.59%である。

## 5 公共一般国道（道路）改築（原因）工事

- Q. 濁水処理の沈砂池で薬品投入を行っているが、どのような薬品を使用しているのか。
- A. いろんな種類のものがあるが、例えば商品名でいうピュアブロックという無味無臭の無害のものを投入し濁水中で攪拌することにより、細かい粒子が早期に沈降するようなものがある。また、濁水中には生態系に影響を及ぼすものも含まれるようなこともあるため、水質調査も行ったが、当現場では、影響を及ぼすようなものは含まれていなかった。
- Q. 随意契約理由書で豪雨により想像以上の出水があったためとのことだが、供用段階での止水対策はどのように考えているのか。
- A. 排水管（φ300）がトンネル中央に埋設されているが、排水容量が現在ほぼ一杯の状態であるため、安全を考慮し排水管を追加することを検討しているところである。

### 【その他】

（電気工事に対する公正取引委員会の排除勧告について）

（新潟市が発注する建設工事の入札参加業者に対する排除勧告について）

- Q. 電気工事について、入札参加資格停止となった業者については、県内の主な業者がほとんど関係していると考えられる。入札参加資格停止措置を3ヶ月間としているが、逆に入札参加資格を停止することによって、この期間の電気工事の入札ができないといったような余波はないのか。
- A. 入札参加資格停止措置を行う前に、その影響について各現地機関等に対して調査を行ったところ、大きな影響があるところや、指名選定業者数が確保できないというようなところもあった。しかし、影響があるからといって入札をやめるわけにはいかない。県としては、談合に厳しく対処する。
- Q. 工事自体がかなり遅れたというようなケースは出ているのか。
- A. 遅れたというような話しは聞いていない。
- Q. 今回の電気工事の談合については、A等級の業者が多かったのか。
- A. そうである。
- Q. B等級の工事であればA等級の業者を入札に参加させることができると思うが、A等級の工事にB等級の業者を参加させることはできるのか。
- A. A等級の工事であっても、B等級の業者を含めて選定することは可能である。しかし、先程申したとおり、B等級の業者を含めて選定したとしても指名選定業者数を確保

できないという状況があるということも聞いている。このような場合には県外業者についても指名選定することが考えられる。

- Q. 今回、排除勧告の対象となったのは平成12年4月以降の工事であり、談合が行われたと認められる対象工事はまだ分からないということだが、この間の電気工事について談合情報が寄せられたことはあるのか。
- A. 岐阜県警察本部庁舎の電気設備工事について談合情報が寄せられている。
- Q. 談合情報があった場合、県として入札に先立ち誓約書を徴収するなどのことをしていると思うが、誓約書を提出した入札について、談合がされていた場合にはどのようなペナルティーが課されるのか。
- A. 岐阜県警察本部庁舎の電気設備工事については、1回目の入札において談合情報が寄せられ再入札を行った。2回目の入札においては、談合情報は寄せられていない。  
誓約書を提出したにも関わらず談合がされていた場合には、重く受け止める必要がある。
- Q. 岐阜県等が発注する電気工事で排除勧告された業者が106社であり、その内の101社が応諾しているが、新潟市の場合是对照的に不応諾の業者が多いというのはどのように思ったら良いのか。  
業者側としては、不本意ではあるが、審判手続などが長引くために不応諾するよりも、なるべく早く決着したいということなのだろうか。  
また、公正取引委員会が情報を提供できないのはなぜか。
- A. 公正取引委員会は課徴金納付命令が確定しない限り情報は提供できないということである。  
新潟市については、大手ゼネコンが排除勧告を不応諾しているが、応諾しない理由については分からない。参考までに、過去の大きな談合事案でも大手ゼネコンは応諾していないと聞いている。

### 【そ の 他】

- Q. 電子入札システムについて、システムが作動しなくなった等のトラブルはあるか。また、セキュリティはどのようになっているのか。
- A. 電子入札システムのトラブルについては、本格運用を初めてからシステムが作動しなくなったようなトラブルは発生していない。  
また、発注者、入札参加者双方の電子入札システムのトラブルに対応するために、入札書の受付締切時間を開札の前日の16時までとしており、何かトラブルがあった場合には、紙入札に切り替えられるようにしている。  
セキュリティについては、認証局が発行するICカード（電子証明書）を使用しており、そのICカードを使用しない限り入札参加者は入札を行うことができない。また発注者についてもICカードを使用しない限り開札することができないようになっている。
- Q. 岐阜県では原則として全て電子入札を行うようにしているのか。
- A. そうである。岐阜県が発注する建設工事等については、平成16年5月より原則として全て電子入札としている。